

北海道告示第 11348 号

平成 21 年 1 月 30 日北海道告示第 3540 号の一部を次のように改正し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 9 月 29 日

北海道知事 鈴木 直道

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第 4 号の規定により指定する後志総合振興局管内の倶知安町の事項を次のとおり改正する。

倶 知 安 町

- ① 虻田郡倶知安町字山田 204 番、208 番、209 番、228 番、235 番
- ② 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 2 丁目 181 番の一部、183 番の一部、209 番、227 番、233 番
- ③ 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 3 丁目 183 番の一部、184 番の一部、185 番地の一部、204 番、209 番、228 番から 231 番まで、233 番、234 番
- ④ 虻田郡倶知安町ニセコひらふ 1 条 4 丁目 188 番の一部、204 番、232 番